

第2期茅ヶ崎市自殺対策計画 施策体系説明資料（案）

10月6日現在

施 策

基本理念

誰も追いつまれないことのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現

基本方針

生きることの包括的な支援として推進する

関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

実践と啓発を両輪として推進する

国、神奈川県、茅ヶ崎市、市民や関係団体との役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

重点施策

1 市民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- (2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- (3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- (4) うつ病等についての普及啓発の推進

2 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- (1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- (2) 様々な分野への研修及び自殺対策の連携調整を担う人材の育成
- (3) 自殺対策従事者、家族、知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- (1) 職場、地域、学校におけるメンタルヘルス対策の推進
- (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- (4) 大規模災害による心への影響に関する普及啓発の推進

4 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- (1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上
- (2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実
- (3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
- (4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
- (5) うつ等のスクリーニングの実施
- (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
- (7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

体 系

重点施策

5 社会全体の自殺リスクを低下させる

- (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信
- (2) 多重債務の相談窓口の整備
- (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等
- (4) 経営者に対する相談事業の実施等
- (5) 法的問題解決のための情報提供の充実
- (6) 薬品等の過量服薬に関する注意喚起等
- (7) ICTを活用した自殺対策の強化
- (8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- (9) 介護者への支援の充実
- (10) ひきこもりの方への支援の充実
- (11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
- (12) 生活困窮者への支援の充実
- (13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実
- (14) 性的マイノリティへの支援の充実
- (15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- (16) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知
- (17) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

6 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- (1) 救急医と精神科医との連携
- (2) 精神科救急医療体制の充実
- (3) 医療と地域の連携指針による包括的な未遂者支援の強化
- (4) 居場所づくりとの連動による支援
- (5) 家族等の身近な支援者に対する支援
- (6) 学校、職場等での事後対応の促進

7 遺された人への支援を充実する

- (1) 遺族の自助グループ等の運営支援
- (2) 学校、職場等での事後対応の促進
- (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進
- (4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- (5) 遺児等への支援

8 民間団体との連携を強化する

- (1) 民間団体の人材育成に対する支援
- (2) 地域における連携体制の確立
- (3) 民間団体の相談事業に対する支援

9 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- (1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- (2) 学生・生徒等への支援の充実
- (3) SOSの出し方に関する教育等の推進
- (4) 子どもへの支援の充実
- (5) 若者への支援の充実
- (6) 知人等への支援
- (7) 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

10 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- (1) 長時間労働の是正に向けた普及啓発
- (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- (3) ハラスメントに関する普及啓発

11 女性の自殺対策を更に推進する

- (1) 妊産婦への支援の充実
- (2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた困難な問題を抱える女性への支援

施策体系について

基本理念

誰も追い込まれることのない共に支え合う茅ヶ崎市の実現

本市では、平成31年3月に、「いのち支えるちがさき自殺対策計画（第1期茅ヶ崎市自殺対策計画）」（以下、現計画という。）を策定し、自殺対策に取り組んできました。直近10年間の推移では、自殺者数、自殺死亡率（人口10万人対）ともに減少傾向となっています。しかし、新型コロナウイルス感染症蔓延により、市民の生活様式の変化や雇用情勢が悪化した事等から社会不安が増大し、自殺の要因となる各問題が悪化したと言われています。

令和4年10月14日閣議決定された自殺総合対策大綱では、「1.子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「2.女性に対する支援の強化」「3.地域自殺対策の取組強化」に加え、「4.新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が掲げられています。

これらを踏まえ、第2期茅ヶ崎市自殺対策計画においても、基本理念を現計画と同様に「誰も自殺に追い込まれることのない共に支えあう茅ヶ崎市の実現」とし、引き続き、基本理念の実現を目指した取り組みを進めていきます。

基本方針

自殺総合対策大綱では、6項目を基本方針として掲げています。神奈川県が策定した、かながわ県自殺対策計画においても同様の基本方針を掲げており、本市の計画においても、国、県と同じ方向性を持ち、自殺対策を推進していくため、以下の6つを基本方針とします。

1 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても社会においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業、多重債務、生活苦、孤立等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ると、自殺リスクが高くなります。そのため、「生きるための阻害要因」を減らす取り組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方を通じて、茅ヶ崎市の自殺リスク低下に繋がられるよう取り組みます。

2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。このため、心の悩み等の精神保健的な視点だけではなく、孤立、生活困窮等の社会・経済的な視点を含めて全体的に支援するような取り組みが必要となります。支援の実施にあたっては、様々な分野の支援機関等が自殺対策の一翼を担っている意識を共有し、連携を深めていきます。

3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとします。

- ① 「対人支援のレベル」：個々人の問題解決に取り組む相談支援。
- ② 「地域連携のレベル」：問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携。
- ③ 「社会制度のレベル」：計画等の枠組みの整備や修正。

4 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めるとともに、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当である、ということが社会全体の共通認識となるよう、引き続き積極的に実践及び普及啓発を行います。

5 国、神奈川県、茅ヶ崎市、市民や関係団体との役割を明確化しその

連携・協働を推進する

国

各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行います。

神奈川県

国や専門機関の調査結果を収集し、地域の実情に応じた効果的な自殺対策が行われるように、統計分析や情報提供を推進するとともに、市町村自殺対策計画改定を支援します。

茅ヶ崎市

自殺総合対策大綱、地域の実情等を勘定して、地域自殺対策計画を策定します。国、神奈川県と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進します。

市民

市民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。

自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組む。

関係団体

保健、医療、福祉、教育、労働、法律、その他の自殺対策に関係する専門職を有する団体は、その活動内容を自殺対策に寄与し、それぞれの特性等に依りて積極的に参画するものとします。

6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう自殺対策に取り組めます。

重点施策

重点施策 1 市民一人ひとりの気付きと見守りを促す

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解さえにくい現実があります。市民がそうした心情や背景への理解の促進ができるよう、自殺対策普及啓発活動を行います。

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）	市HPや催事を活用し、自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 また、相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課

(2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

事業名	内容	担当部署
SOSの出し方に関する教育	SOSの出し方に関する定期的な教育を各学校に促し、SOSを出しやすい環境づくりを促進します。	学校教育指導課

(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	市HPや催事を活用し、自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 また、相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課
自殺対策推進事業（人材育成）	様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修をおこないます。併せてオンライン媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成に寄与します。	保健予防課

(4) うつ病等についての普及啓発の推進

事業名	内容	担当部署
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（普及啓発）	精神障がい・精神疾患に関する普及啓発活動を行います。 統合失調症家族教室、企業などへのメンタルヘルスに関する健康教育を実施します。 相談先情報を掲載したリーフレット等啓発グッズを作成し、様々な場所に配架します。	保健予防課

重点施策 2 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

市民や様々な分野において支援に関わっている市内の専門家や支援者等に対してゲートキーパー養成研修を実施し、自殺対策に関わる人材の確保に努めます。また、養成したゲートキーパーへフォローアップ研修を実施することで資質の向上を図ります。

(1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修をおこないます。併せてオンライン媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成に寄与します。	保健予防課

(2) 様々な分野への研修及び自殺対策の連携調整を担う人材の育成及び資質の向上

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修をおこないます。併せてオンライン媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成に寄与します。	保健予防課

(3) 自殺対策従事者、家族、知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業	悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 うつ病等の治療が必要な方が適切な精神科医療につながるよう努めます。	保健予防課

重点施策 3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

職場、地域、学校において、自殺の原因となり得る様々なストレスへの適切な対応をとり、心の健康の保持・増進のための体制整備を進めます。

(1) 職場、地域、学校におけるメンタルヘルス対策の推進

事業名	内容	担当部署
地域・職域連携推進協議会	地域保健と職域保健と職域保健を担う組織の有機的連携により、青年期・壮年期の勤労者の健康を向上させ、住民の生涯を通じた継続的な健康管理を支援します。	地域保健課
健康教育事業	職場、地域、学校の要望に応じてメンタルヘルスに関する健康教育を実施します。	保健予防課

(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 うつ病等の治療が必要な方が適切な精神科医療につながるよう努めます。	保健予防課
健康増進事業	保健師や管理栄養士等が、電話や窓口にて食生活、運動、その他、個人の健康に関する相談に対応します。	健康増進課

(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

事業名	内容	担当部署
児童・生徒指導事業	学校における様々な教育課題が多様化・深刻化する中、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築の観点から、相談・支援のためのスクールソーシャルワーカーを派遣します。	学校教育指導課
心の教育相談事業	各学校に配置している「心の教育相談員」が、児童・生徒の悩みやストレスに早い段階から関わられるよう、いつでも気軽に話せる環境を整えていきます。 スクールカウンセラーを含めた教職員との連携を図り、組織的な相談・支援に取り組みます。	教育センター
スクールカウンセラー配置活用事業	学校における教育相談体制の充実と、児童・生徒の心のケアを図るために、神奈川県教育委員会から派遣されるスクールカウンセラーを各学校に配置します。 心の教育相談員を含めた学校の教職員と連携を図り、組織的な相談・支援に取り組むとともに、相談者のニーズに応じて、専門的な立場から、児童・生徒及び保護者からの相談に対応します。	教育センター

(4) 大規模災害による心への影響に関する普及啓発の推進

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 うつ病等の治療が必要な方が適切な精神科医療につながるよう努めます。	保健予防課

重点施策 4 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう努めます。また、自殺の危険性を高めた背景にある問題に対して包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策との連動性を高めます。

(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

事業名	内容	担当部署
自立支援協議会	市及び関係機関等が相互に連絡を取り合い、障がいのある方への支援の体制に関する地域の課題について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ることを目的として設置されています。協議会では、地域の課題の抽出や課題解決に向けた協議を行います。	障がい福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（普及啓発）	地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するために、地域の精神保健福祉関係機関・団体等による茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を設置し、意見交換、課題検討を行うことで精神科医療、保健、福祉等の各施策の向上を図ります。他機関の開催する会議や事例検討会に参加する他、必要に応じてコンサルテーションを開催します。	保健予防課

(2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

事業名	内容	担当部署
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（普及啓発）（再掲）	精神障がい・精神疾患に関する普及啓発活動を行います。 統合失調症家族教室、企業などへのメンタルヘルスに関する健康教育を実施します。 相談先情報を掲載したリーフレット等啓発グッズを作成し、様々な場所に配架します。	保健予防課

(3) かかりつけ医師等の自殺リスクの評価及び対応技術等に関する資質の向上

事業名	内容	担当部署
医師臨床研修事業	茅ヶ崎市保健所管内の臨床研修病院に勤務する医師（研修医）を対象とし、臨床研修のうちの地域保健研修を、研修協力施設として保健所で受け入れ、研修を行います。	保健企画課
救急隊員育成事業	救急救命士が高度化する救急救命処置に対応することを目的に、最新の救急医療を学び、質の高い救急業務を維持するため、市民ニーズの把握、各種研修及び病院実習を計画的に実施します。 また、救急隊員の指導的な立場となる指導救命士を養成し、署内教育を充実させ、救急隊員の知識、技術の維持・向上を図ります。	警防救命課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 うつ病等の治療が必要な方が適切な精神科医療につながるよう努めます。	保健予防課

(4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

事業名	内容	担当部署
療育相談事業	こどもセンターを拠点に発達に気がある子どもに対して、個別相談や巡回相談、親子教室、専門相談等を行うことで、親子が適切な支援が受けられるよう、相談支援等を実施します。	こども育成相談課
相談支援体制の機能強化	障がいのある方やその家族等が地域で安心した生活を送れるよう、基幹相談支援センターを中心に委託相談支援事業所（委託相談）および指定特定・指定障害児相談支援事業所（計画相談）の役割を整理し、より分かりやすく相談しやすい環境を整備します。 また、相談支援事業所の相談員および障害福祉サービス等事業所の従事者等を対象に、障がい特性や支援方法についての理解を深める研修を実施するなど、支援者支援および相談支援強化を図ります。	障がい福祉課

(5) うつ等のスクリーニングの実施

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<p>悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。</p> <p>うつ病等の治療が必要な方が適切な精神科医療につながるよう努めます。</p>	保健予防課
一般介護予防事業	<p>介護予防に関する知識の普及啓発や健康の維持、介護予防等に自主的に取り組めるよう、介護予防講演会、体操のCDやDVDの貸出、転倒予防教室、歌体操教室、フレイルチェック事業等を実施します。</p>	高齢福祉課
妊産婦健康診査事業	<p>妊産婦の健康管理の推進を図るとともに、早期に母体の異常の有無を発見し、適切な治療や必要な保健指導につなげます。産婦健康診査では、エジンバラ産後うつ病スケールを活用し、産後うつ病の早期発見を図ります。</p>	こども育成相談課
母子訪問指導事業	<p>提出された出生連絡票に基づき、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、未熟児訪問に振り分け、保健師、助産師、主任児童委員、栄養士等が訪問し、対象者の抱えている課題を把握し支援するとともに、居住している地域の子育て支援情報を提供します。すべての対象者に連絡、訪問することで、相談に出向いてくることができない対象者を早期に把握します。継続した支援が必要な対象者には、関係機関等と連携しながら定期的な訪問や電話フォロー等を実施します。</p>	こども育成相談課

(6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

事業名	内容	担当部署
多重債務相談事業	深刻な社会問題になっている多重債務問題について、職員や消費生活相談員が相談者の債務状況を聞き取り、生活再建に向けた債務整理の考え方を助言します。 また、必要に応じて法律相談や家計あんしん相談を案内します。	市民相談課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。	地域福祉課
依存症等対策事業	依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）に関する相談、依存症に関する普及啓発講演会を実施します。	保健予防課

(7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

事業名	内容	担当部署
医事等に関する事務	医療に関する患者・住民の苦情、心配や相談に対応し、病院、診療所、助産所、その他の医療を提供する施設に対する助言及び情報提供、患者・住民に対する助言、情報提供、並びに地域における意識啓発を図り医療安全を推進することによって、住民の医療に対する信頼を確保するため、医療安全相談窓口を設置運営します。	地域保健課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 うつ病等の治療が必要な方が適切な精神科医療につながるよう努めます。	保健予防課
難病患者支援対策推進事業	難病患者及びその家族を対象に、療養上の不安の軽減を図り、保健や医療及び福祉に関する相談指導及び助言等を行うため、難病相談会、難病講演会、難病リハビリ教室、難病患者と家族のつどいを開催します。 訪問相談員の確保と質の向上を図るため、在宅難病患者保健福祉従事者研修会を開催し、訪問看護師等の育成を行います。	保健予防課
難病患者相談・支援事業	難病患者及びその家族等からの療養生活上の困りごとや不安等に対し訪問や相談し、不安軽減を図るとともに、利用できる制度の紹介や障がい・介護福祉サービスの導入について、関係機関と連携して支援を行います。	保健予防課
各種医療相談の実施	他医療機関、福祉施設、行政と連携し、患者の転院、在宅療養、医療相談等に迅速に対応します。	患者支援センター

重点施策 5 社会全体の自殺リスクを低下させる

様々な分野において「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進し、社会全体の自殺リスクの低下を目指します。

(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

事業名	内容	担当部署
重層的支援体制整備事業	ケースワーカーや相談支援包括化推進員、重層的支援体制推進事業業務委託を受ける茅ヶ崎市社会福祉協議会が地域共生社会の推進を目指し、制度のはざまの課題や複数の分野にまたがる複合課題を抱えた世帯への個別支援を行うとともに、地域住民や地域福祉団体、専門機関等の連携による一体的な相談支援体制の構築に取り組みます。	地域福祉課
相談支援体制の機能強化(再掲)	障がいのある方やその家族等が地域で安心した生活を送れるよう、基幹相談支援センターを中心に委託相談支援事業所(委託相談)および指定特定・指定障害児相談支援事業所(計画相談)の役割を整理し、より分かりやすく相談しやすい環境を整備します。 また、相談支援事業所の相談員および障害福祉サービス等事業所の従事者等を対象に、障がい特性や支援方法についての理解を深める研修を実施するなど、支援者支援および相談支援強化を図ります。	障がい福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(普及啓発)(再掲)	精神障がい・精神疾患に関する普及啓発活動を行います。 統合失調症家族教室、企業などへのメンタルヘルスに関する健康教育を実施します。 相談先情報を掲載したリーフレット等啓発グッズを作成し、様々な場所に配架します。	保健予防課

(2) 多重債務の相談窓口の整備

事業名	内容	担当部署
多重債務相談事業(再掲)	深刻な社会問題になっている多重債務問題について、職員や消費生活相談員が相談者の債務状況を聞き取り、生活再建に向けた債務整理の考え方を助言します。 また、必要に応じて法律相談や家計あんしん相談を案内します。	市民相談課

(3) 失業者等に対する相談窓口の充実

事業名	内容	担当部署
勤労市民会館の管理運営	勤労市民会館でキャリアカウンセラーによる就労や労働に関する相談事業を実施します。	産業観光課
街頭労働相談事業	「解雇・雇止め・退職」「賃金」「職場の人間関係」「パワハラ・セクハラ」などの労働問題でお悩みの方、年金についてご相談したい方に社会保険労務士、県職員がお話を聞き対応します。	産業観光課
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。	地域福祉課
生活保護受給者就労支援事業	生活保護制度における自立助長のため、稼働能力を有する被保護者に対し生活保護担当ケースワーカーと生活保護就労支援員が専門的知識による協力のもと支援対象者への就労指導を機能的かつ円滑に進め、きめ細やかな助・指導等、就労支援の充実を図ることにより、支援対象者の経済的自立を促します。	生活支援課
障がい者就労支援事業	湘南地域就労援助センターと連携し、就労を希望する障がい者や障がい者雇用を希望する企業に対し相談等の支援を行い、就労支援、就労定着を図っています。湘南地域援助センター及び藤沢公共職業安定所の協力により、月2回市役所にて「障がい者職業相談」を実施しています。市役所カフェドットコムにおいて、市内就労継続支援事業所等の利用者を対象に就労訓練の場を提供する「就労体験事業」を実施、また障がい福祉課において市民公募による「障がい者職場体験事業」を実施しています。 そのほか、職員課との共催により市職員を対象に毎年研修会を開催し、障がい者雇用についての理解啓発を行っています。	障がい福祉課

(4) 経営者に対する相談事業の実施

事業名	内容	担当部署
中小企業経営・融資支援事業	中小企業の経営基盤の確立と経営の近代化を促進し、中小企業の健全な発展を図るため、市内指定金融機関に対し、預託金を支給し、制度融資を行うようにするものです。また、市内事業者に対しては、融資にかかる信用保証料や利子の補助を行います。	産業観光課
中小企業経営等相談事業	神奈川県よろず支援拠点の出張相談を実施します。INPITの知財総合相談窓口を受け付けます。市内事業者の経営診断・相談を実施します。	産業観光課

(5) 法的問題解決のための情報提供の充実

事業名	内容	担当部署
市民相談事業	日常生活上の様々な困りごとや悩みごとについて、市民が気軽に相談ができ、安心して生活を送ることができるよう、各種相談窓口を開設します。市職員や市民相談員、市民安全相談員で話を伺い、必要に応じて弁護士等の専門相談や関係機関を案内します。	市民相談課

(6) 薬品等の過量服薬に関する注意喚起等

事業名	内容	担当部署
依存症等対策事業	依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）に関する相談、依存症に関する普及啓発講演会を実施します。	保健予防課
医薬品等監視指導事業	医薬品や毒劇物を取り扱う薬局等の営業施設について、法令に基づく許認可を適正に行うとともに、定期的な監視指導を行い、適正な販売、保管、管理等の向上を促します。 また、覚醒剤を始めとする薬物の乱用により精神と身体の両面に深刻な影響を及ぼすことから、薬物乱用防止に関する啓発に取り組みます。	衛生課

(7) ICTを活用した自殺対策の強化

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	市HPや催事を活用し、自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 また、相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修をおこないます。併せてオンライン媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成に寄与します。	保健予防課

(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	市HPや催事を活用し、自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 また、相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修をおこないます。併せてオンライン媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成に寄与します。	保健予防課

(9) 介護者への支援の充実

事業名	内容	担当部署
家族介護支援事業	介護をしている方の交流の場を提供し、介護している方の健康を維持できるように支援するため、市直営及び市内13カ所の地域包括支援センターへ委託で実施します。	高齢福祉課
認知症施策推進事業	<p>認知症施策推進事業は、認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行います。</p> <p>○認知症施策検討会議 認知症の方を支援している専門職による会議を開催し、本市の認知症施策について検討します。</p> <p>○認知症初期集中支援チーム員会議 認知症サポート医、精神科医、弁護士、地域包括支援センター等が集う会議を行い、認知症の早期受診・早期サービスの導入を図り、認知症の方や家族へ支援します。</p> <p>○認知症施策推進事業（委託） 地域包括支援センターの機能強化に伴い、13地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を兼務で配置し、市と連携協力して認知症施策の推進を図ります。</p>	高齢福祉課
SOS ネットワーク事業	認知症高齢者の見守り体制を目的とし、認知症等のために行方不明となった高齢者を早期発見・早期保護するため、関係機関等への連絡や市民への捜索依頼（防災行政用無線の活用）を行います。	高齢福祉課
認知症高齢者早期発見位置お知らせサービス事業(GPS装置の貸与)	高齢者が行方不明になった時、早期に発見できるようにGPS装置を貸与します。	高齢福祉課
高齢者等の福祉の相談等に関する事務(福祉事務所業務)	支援が必要な高齢者及び家族等に対し、地域包括支援センター等の関係機関とも連携し必要な実情の把握に努めます。また、必要な情報提供を行い、相談に応じ、必要な調査及び指導等の業務を行います。	高齢福祉課

事業名	内容	担当部署
重層的支援体制整備事業（地域包括支援センター運営に関する事務）	市内13ヶ所の地域包括支援センターは、地域の身近な窓口として、主任介護支援専門員、保健師等、社会福祉士等を配置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助等の包括的支援事業等を行います。基幹型包括支援センターは、地域包括支援センターの後方支援を行います。	高齢福祉課
若年性認知症相談・指導事業	若年性認知症の人、家族、当事者に関わる支援者等からの相談に対し、当事者の課題に応じた助言・指導を行うほか、制度利用・介護サービス等の導入や、就労継続・社会参加等について、若年性認知症支援コーディネーターや地域支援者、関係機関と連携し支援します。	保健予防課
認知症地域支援・人材育成に関する事務	若年性認知症の家族等による自主グループ「若年性認知症のつどい うみの会」が、同じ立場にある人同士の悩みや体験の共有や共感、情報交換する場として定着し、地域資源として成長するよう支援します。 若年性認知症の当事者が、本人らしく生活するために必要な地域における理解と協力を得るための普及啓発や、地域における支援者を育成するための支援者研修等を行います。	保健予防課

（10）ひきこもりの方への支援の充実

事業名	内容	担当部署
重層的支援体制整備事業（再掲）	ケースワーカーや相談支援包括化推進員、重層的支援体制推進事業業務委託を受ける茅ヶ崎市社会福祉協議会が地域共生社会の推進を目指し、制度のはざまの課題や複数の分野にまたがる複合課題を抱えた世帯への個別支援を行うとともに、地域住民や地域福祉団体、専門機関等の連携による一体的な相談支援体制の構築に取り組みます。	地域福祉課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 うつ病等の治療が必要な方が適切な精神科医療につながるよう努めます。	保健予防課

(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

事業名	内容	担当部署
犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るため、被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」による相談窓口を開設するほか、一定の条件を満たした場合に見舞金の支給や住居確保の支援、日常生活の支援を行います。	市民相談課
女性のための相談事業	夫婦、家族などの人間関係での悩みや、困りごとを抱えている女性のため、「女性のための相談室」を運営するとともに、庁内関係各課や関係機関と情報共有を行い、連携した支援を行います。 また、中学生に向けたデートDV 予防講座や啓発リーフレットの配付など、若年層に向けた暴力根絶のための意識啓発を進めます。	多様性社会推進課
家庭児童相談事業（再掲）	子育てに不安や悩みを抱える家庭、児童虐待が発生している家庭に対して、関係機関と連携し、相談等の支援を実施します。また、保護者の育児負担の軽減、親子関係の改善等のための講座を開催します。	こども育成相談課

(12) 生活困窮者への支援の充実

事業名	内容	担当部署
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。	地域福祉課

(13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実

事業名	内容	担当部署
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。	地域福祉課

(14) 性的マイノリティへの支援の充実

事業名	内容	担当部署
人権啓発事業	パートナーシップ宣誓制度の運用を行いつつ、人権啓発を推進するため、人権啓発講演会を開催し、市民及び職員の人権に対する意識の向上を図ります。また、県内の人権団体が開催する人権に関する研修・講演会に職員を派遣し、庁内での職員研修を行うなど、職員の人権意識の向上に努めます。	多様性社会推進課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 うつ病等の治療が必要な方が適切な精神科医療につながるよう努めます。	保健予防課

(15) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	市HPや催事を活用し、自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 また、相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 うつ病等の治療が必要な方が適切な精神科医療につながるよう努めます。	保健予防課

(16) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

事業名	内容	担当部署
重層的支援体制整備事業（再掲）	ケースワーカーや相談支援包括化推進員、重層的支援体制推進事業業務委託を受ける茅ヶ崎市社会福祉協議会が地域共生社会の推進を目指し、制度のはざまの課題や複数の分野にまたがる複合課題を抱えた世帯への個別支援を行うとともに、地域住民や地域福祉団体、専門機関等の連携による一体的な相談支援体制の構築に取り組みます。	地域福祉課
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。	地域福祉課

(17) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（体制整備）（再掲）	市内の居場所作りに取り組む方々に対し、必要に応じて、助言等の支援をします。	保健予防課

重点施策 6 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者、自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援をします。

(1) 救急医と精神科医との連携

事業名	内容	担当部署
救急病院精神科医療機関連絡会	救急病院精神科医療機関連絡会で未遂者支援について協議、検討を行い、救急病院と精神科病院の連携を強化します。	保健予防課

(2) 精神科救急医医療体制の充実

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 うつ病等の治療が必要な方が適切な精神科医療につながるよう努めます。	保健予防課

(3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

事業名	内容	担当部署
救急病院精神科医療機関連絡会（再掲）	救急病院精神科医療機関連絡会で未遂者支援について協議、検討を行い、救急病院と精神科病院の連携を強化します。	保健予防課

(4) 居場所づくりとの連動による支援

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（体制整備）（再掲）	市内の居場所作りに取り組む方々に対し、必要に応じて、助言等の支援をします。	保健予防課

(5) 家族等の身近な支援者に対する支援

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 うつ病等の治療が必要な方が適切な精神科医療につながるよう努めます。	保健予防課
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	市HPや催事を活用し、自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 また、相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課

(6) 学校、職場等での事後対応の促進

事業名	内容	担当部署
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	学校や職場等での事後対応の相談に応じ学校や現場等の対応力及びメンタルヘルス向上に係る取組を支援します。	保健予防課

重点施策 7 遺された人への支援を充実する

自殺により遺された人等に対する支援を行うとともに必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進します。

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（体制整備）（再掲）	市内の居場所作りに取り組む方々に対し、必要に応じて、助言等の支援をします。	保健予防課

(2) 学校、職場等での事後対応の促進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	市HPや催事を活用し、自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 また、相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課

(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（普及啓発）（再掲）	市HPや催事を活用し、自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 また、相談窓口の周知・普及に取り組みます。。	保健予防課

(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修をおこないます。併せてオンライン媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成に寄与します。	保健予防課

(5) 遺児等への支援

事業名	内容	担当部署
家庭児童相談事業（再掲）	子育てに不安や悩みを抱える家庭、児童虐待が発生している家庭に対して、関係機関と連携し、相談等の支援を実施します。また、保護者の育児負担の軽減、親子関係の改善等のための講座を開催します。	こども育成相談課

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修をおこないます。併せてオンライン媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成に寄与します。	保健予防課
児童・生徒指導事業（再掲）	毎月、各学校から報告される、いじめ・問題行動、長期欠席等に関する調査等により各学校の実態や課題を把握し、これらの防止や支援等の取組に努めます。児童・生徒指導担当教員研究会を開催し、各学校の事案に対する具体的な対応方法などについて、研究協議を行うとともに、講演会等を通して、児童・生徒指導担当教員の資質向上を図ります。学校における様々な教育課題が多様化・深刻化する中、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築の観点から、相談・支援のためのスクールソーシャルワーカーを派遣します。 各学校と青少年教育相談室、家庭児童相談室、中央児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進するとともに、学校だけでは対応が困難な事案や、いじめ重大事態に係る事案等について、弁護士有資格職員等を活用して問題解決を図ります。	学校教育指導課
スクールカウンセラー配置活用事業（再掲）	学校における教育相談体制の充実と、児童・生徒の心のケアを図るために、神奈川県教育委員会から派遣されるスクールカウンセラーを各学校に配置します。心の教育相談員を含めた学校の教職員と連携を図り、組織的な相談・支援に取り組むとともに、相談者のニーズに応じて、専門的な立場から、児童・生徒及び保護者からの相談に対応します。	教育センター
青少年教育相談事業	青少年教育相談担当所属の心理相談員（臨床心理士）が、児童・生徒の学校・家庭・社会生活における様々な不安や悩みの相談に対応し、心のケアに努めます。また、必要に応じて、学校や関係機関との連携を図り、組織的な支援に取り組みます。	教育センター

重点施策 8 民間団体との連携を強化する

地域における自殺対策連携体制の確立のため、民間団体との連携を強化します。

(1) 民間団体の人材育成に対する支援

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修をおこないます。併せてオンライン媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成に寄与します。	保健予防課

(2) 地域における連携体制の確立

事業名	内容	担当部署
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（体制整備）（再掲）	地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するために、地域の精神保健福祉関係機関・団体等による茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を設置し、意見交換、課題検討を行うことで精神科医療、保健、福祉等の各施策の向上を図ります。他機関の開催する会議や事例検討会に参加する他、必要に応じてコンサルテーションを開催します。	保健予防課

(3) 民間団体の取組や相談事業に対する支援

事業名	内容	担当部署
重層的支援体制整備事業（再掲）	ケースワーカーや相談支援包括化推進員、重層的支援体制推進事業業務委託を受ける茅ヶ崎市社会福祉協議会が地域共生社会の推進を目指し、制度のはざまの課題や複数の分野にまたがる複合課題を抱えた世帯への個別支援を行うとともに、地域住民や地域福祉団体、専門機関等の連携による一体的な相談支援体制の構築に取り組みます。	地域福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（体制整備）（再掲）	地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するために、地域の精神保健福祉関係機関・団体等による茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会を設置し、意見交換、課題検討を行うことで精神科医療、保健、福祉等の各施策の向上を図ります。他機関の開催する会議や事例検討会に参加する他、必要に応じてコンサルテーションを開催します。	保健予防課

重点施策 9 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

子ども・若者のライフステージや立場等、置かれている状況に応じた自殺対策を実施します。

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

事業名	内容	担当部署
いじめ問題対策連絡協議会事業	いじめの防止等に向け、学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係者により構成する茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会を運営し、情報交換及び連絡調整を行います。	こども育成相談課
いじめ防止対策推進事業	<p>茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」において、いじめ防止等のための調査研究を行うとともに、調査会で調査研究した内容について、「茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会」等において情報共有を図り、市全体でいじめ問題に取り組む体制を構築します。</p> <p>毎月、各学校から報告される、いじめ・問題行動・長期欠席等に関する調査等から、各学校の実態や課題を把握し、いじめ・問題行動等に係る未然防止・早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>「茅ヶ崎市いじめ防止サミット」において、いじめ防止等の取組の推進に資するため、児童・生徒による主体的ないじめ防止等の取組について共有を図るとともに、参加児童・生徒が、ワークショップを通して、いじめ防止等の取組に係る実践的な力を身に付けます。</p>	学校教育指導課

(2) 学生・生徒等への支援の充実

事業名	内容	担当部署
児童・生徒指導事業（再掲）	<p>毎月、各学校から報告される、いじめ・問題行動、長期欠席等に関する調査等により各学校の実態や課題を把握し、これらの防止や支援等の取組に努めます。</p> <p>児童・生徒指導担当教員研究会を開催し、各学校の事案に対する具体的な対応方法などについて、研究協議を行うとともに、講演会等を通して、児童・生徒指導担当教員の資質向上を図ります。</p> <p>学校における様々な教育課題が多様化・深刻化する中、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築の観点から、相談・支援のためのスクールソーシャルワーカーを派遣します。</p> <p>各学校と青少年教育相談室、家庭児童相談室、中央児童相談所、警察等の関係機関との連携を推進するとともに、学校だけでは対応が困難な事案や、いじめ重大事態に係る事案等について、弁護士有資格職員等を活用して問題解決を図ります。</p>	学校教育指導課
スクールカウンセラー配置活用事業（再掲）	<p>学校における教育相談体制の充実と、児童・生徒の心のケアを図るために、神奈川県教育委員会から派遣されるスクールカウンセラーを各学校に配置します。</p> <p>心の教育相談員を含めた学校の教職員と連携を図り、組織的な相談・支援に取り組むとともに、相談者のニーズに応じて、専門的な立場から、児童・生徒及び保護者からの相談に対応します。</p>	教育センター
青少年教育相談事業（再掲）	<p>青少年教育相談担当所属の心理相談員（臨床心理士）が、児童・生徒の学校・家庭・社会生活における様々な不安や悩みの相談に対応し、心のケアに努めます。</p> <p>また、必要に応じて、学校や関係機関との連携を図り、組織的な支援に取り組みます。</p>	教育センター

(3) SOSの出し方に関する教育等の推進

事業名	内容	担当部署
SOSの出し方に関する教育	SOSの出し方に関する定期的な教育を各学校に促し、SOSを出しやすい環境づくりを促進します。	学校教育指導課

(4) 子どもへの支援の充実

事業名	内容	担当部署
家庭児童相談事業（再掲）	子育てに不安や悩みを抱える家庭、児童虐待が発生している家庭に対して、関係機関と連携し、相談等の支援を実施します。また、保護者の育児負担の軽減、親子関係の改善等のための講座を開催します。	こども育成相談課

(5) 若者への支援の充実

事業名	内容	担当部署
女性のための相談事業（再掲）	夫婦、家族などの人間関係での悩みや、困りごとを抱えている女性のため、「女性のための相談室」を運営するとともに、庁内関係各課や関係機関と情報共有を行い、連携した支援を行います。 また、中学生に向けたデートDV 予防講座や啓発リーフレットの配付など、若年層に向けた暴力根絶のための意識啓発を進めます。	多様性社会推進課
重層的支援体制整備事業（再掲）	ケースワーカーや相談支援包括化推進員、重層的支援体制推進事業業務委託を受ける茅ヶ崎市社会福祉協議会が地域共生社会の推進を目指し、制度のはざまの課題や複数の分野にまたがる複合課題を抱えた世帯への個別支援を行うとともに、地域住民や地域福祉団体、専門機関等の連携による一体的な相談支援体制の構築に取り組みます。	地域福祉課
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。	地域福祉課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。 うつ病等の治療が必要な方が適切な精神科医療につながるよう努めます。	保健予防課

(6) 知人等への支援

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（人材育成）（再掲）	様々な対象者に対してゲートキーパー養成研修をおこないます。併せてオンライン媒体を活用し、自殺に対する正しい知識の普及を通じて人材育成に寄与します。	保健予防課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築（体制整備）（再掲）	精神保健福祉業務連携・連絡・情報交換、精神保健対策人材育成・技術支援、組織育成を実施するため、他機関の開催する会議や事例検討会に参加する他、必要に応じてコンサルテーションを開催します。	保健予防課

(7) 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

事業名	内容	担当部署
自殺対策推進事業（体制整備）	子ども・若者支援に取り組む部署と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備を検討します。	保健予防課

重点施策10 勤務問題による自殺対策を更に推進する

職場におけるメンタルヘルスを推進します。

(1) 長時間労働の是正に向けた取組の推進

事業名	内容	担当部署
勤労市民会館の管理運営 (再掲)	勤労市民会館で行われる講座・セミナーを通じた普及啓発を行います。	産業観光課
自殺対策推進事業(普及啓発) (再掲)	市HPや催事を活用し、自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 また、相談窓口の周知・普及に取り組みます。	保健予防課

(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業名	内容	担当部署
地域・職域連携推進協議会	地域保健と職域保健と職域保健を担う組織の有機的連携により、青年期・壮年期の勤労者の健康を向上させ、住民の生涯を通じた継続的な健康管理を支援します。	地域保健課
健康教育(再掲)	事業者の要望に応じて、健康教育を実施し、職場におけるメンタルヘルス対策の推進を後押しします。	保健予防課

(3) ハラスメント防止対策の普及啓発

事業名	内容	担当部署
勤労市民会館の管理運営 (再掲)	勤労市民会館で行われる講座・セミナーを通じた普及啓発を行います。	産業観光課
自殺対策推進事業(普及啓発) (再掲)	市HPや催事を活用し、自殺に関する正しい知識の普及を推進します。 また、相談窓口の周知・普及に取り組みます。。	保健予防課

重点施策 11 女性の自殺対策を更に推進する

妊産婦への支援をはじめ、女性特有の視点も踏まえ、自殺対策を講じます。

(1) 妊産婦への支援の充実

事業名	内容	担当部署
女性のための相談事業（再掲）	夫婦、家族などの人間関係での悩みや、困りごとを抱えている女性のため、「女性のための相談室」を運営するとともに、庁内関係各課や関係機関と情報共有を行い、連携した支援を行います。 また、中学生に向けたデートDV 予防講座や啓発リーフレットの配付など、若年層に向けた暴力根絶のための意識啓発を進めます。	多様性社会推進課
母子訪問指導事業（再掲）	提出された出生連絡票に基づき、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、未熟児訪問に振り分け、保健師、助産師、主任児童委員、栄養士等が訪問し、対象者の抱えている課題を把握し支援するとともに、居住している地域の子育て支援情報を提供します。すべての対象者に連絡、訪問することで、相談に出向いてくることができない対象者を早期に把握します。 継続した支援が必要な対象者には、関係機関等と連携しながら定期的な訪問や電話フォロー等を実施します。	こども育成相談課
産後ケア事業	母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、支援を行います。	こども育成相談課

(2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた困難な問題を抱える女性への支援

事業名	内容	担当部署
女性のための相談事業（再掲）	<p>夫婦、家族などの人間関係での悩みや、困りごとを抱えている女性のため、「女性のための相談室」を運営するとともに、庁内関係各課や関係機関と情報共有を行い、連携した支援を行います。</p> <p>また、中学生に向けたデートDV 予防講座や啓発リーフレットの配付など、若年層に向けた暴力根絶のための意識啓発を進めます。</p>	多様性社会推進課
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	<p>生活困窮者からの相談を受け、課題を把握し、個々の状況に応じた支援プランを策定します。生活困窮者支援調整会議を開催し、支援プランに基づき、計画的かつ継続的に支援します。</p>	地域福祉課
精神障がい者等相談・訪問指導事業（再掲）	<p>悩みを抱える方やその方を支援する方々への相談・助言等を実施します。</p> <p>うつ病等の治療が必要な方が適切な精神科医療につながるよう努めます。</p>	保健予防課